

第23期第4回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年6月11日（水）13時から

場所 唐津市水産会館 研修室

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）・・・・・・・・・・ P1～P39
- (2) 特定水産資源（まさば・ごまさば）に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P40～P43
- (3) 特定水産資源（くろまぐろ）に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P44～P46
- (4) 屋形石漁業協同組合におけるアカウニ試験養殖について（協議）・・・・ P47～P63
- (5) あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・・・ P64～P71
- (6) 委員会指示の適用除外について（協議）・・・・・・・・・・ P72～P77
- (7) 令和7年度潜水器漁業（湊・屋形石地区）特認許可方針（案）について（協議）
・・・・・・・・ P78～P79
- (8) 令和7年度松浦海区における定置漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断
基準（案）について（協議）・・・・・・・・・・ P80～P87
- (9) その他

水産第 925 号
令和 7 年 (2025 年) 5 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

佐賀県資源管理方針の一部変更について (諮問)

標記方針の変更にあたり、漁業法第 14 条第 4 項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針 (本文) 案
2. 佐賀県資源管理方針 (別紙) 案
3. 新旧対照表案

佐賀県農林水産部水産課
漁業調整担当 伊藤
電話:0952-25-7145
FAX :0952-25-7274

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 62.9 千トン（令和 4 年）、生産額は 251.9 億円（令和 3 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3-16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年2月7日より施行する。

附則

この方針は、令和6年12月17日より施行する。

附則

この方針は、令和7年●月●日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1 - 9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 其他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙 3—1

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—2

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—3

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

いさき九州北・西海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

がざみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

このしろ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

しばえび有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—14

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
<p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和●年●月●日</u></p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第 1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量 62.9 千トン（令和 4 年）、生産額は 251.9 億円（令和 3 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第 2～第 7（略）</p> <p>第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 まあじ」から「別紙 1－11 ぶり」までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資</p>	<p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和 6 年 2 月 7 日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第 1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量 66.6 千トン（令和 3 年）、生産額は 305.6 億円（令和 2 年）である。また、漁業就業者数は、3,669 人（平成 30 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第 2～第 7（略）</p> <p>第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 まあじ」から「別紙 1－10 まだい」までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資</p>

<p>源の資源管理の方向性は「別紙３－１ さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙３－１６ あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>附則 この方針は、令和２年１２月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和３年１月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和３年４月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和３年７月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和４年４月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和４年７月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和５年１月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和６年２月７日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和６年１２月１７日より施行する。</p>	<p>源管理の方向性は「別紙３－１ ぶり」から「別紙３－１７ あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>附則 この方針は、令和２年１２月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和３年１月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和３年４月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和３年７月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和４年４月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和４年７月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和５年１月１日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和６年２月７日より施行する。</p> <p>附則 この方針は、令和６年１２月１７日より施行する。</p>
---	---

附則

この方針は、令和●年●月●日より施行する。

別紙 1

別紙 1—1～1—6 (略)

別紙 1—7

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2～第 4 (略)

別紙 1—8～1—10 (略)

別紙 1—11

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

別紙 1

別紙 1—1～1—6 (略)

別紙 1—7

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2～第 4 (略)

別紙 1—8～1—10 (略)

(新設)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙3—1

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—1

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—2

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—3

第1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

別紙3—2

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—3

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—4

第1 水産資源
けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお
国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—5

第1 水産資源
きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第2 資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（34トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—4

第1 水産資源
とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—5

第1 水産資源
けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性
国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお
国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の

<p>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙 3—6</p> <p>第 1 水産資源 いさき九州北・西海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙 3—7</p> <p>第 1 水産資源 くるまえび玄界灘佐賀海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網</p>	<p>採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙 3—6</p> <p>第 1 水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙 3—7</p> <p>第 1 水産資源 いさき九州北・西海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における</p>
---	---

<p>(えびこぎ網漁業)におけるCPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(2kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—8</p> <p>第1 水産資源 くえ九州北西・山口海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出したCPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(13kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>	<p>CPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(80kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—8</p> <p>第1 水産資源 くるまえび玄界灘佐賀海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網(えびこぎ網漁業)におけるCPUEを直近5年間(2017~2021年)の平均値(2kg/隻・回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>
---	---

別紙 3—9

第 1 水産資源

がざみ有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—10

第 1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

別紙 3—9

第 1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—10

第 1 水産資源

がざみ有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

<p>て、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—11</p> <p>第1 水産資源 このしろ有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—12</p> <p>第1 水産資源 しばえび有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—11</p> <p>第1 水産資源 あかむつ九州北西海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙3—12</p> <p>第1 水産資源 このしろ有明海海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
---	--

<p>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙 3—13</p> <p>第 1 水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>	<p>佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p> <p>別紙 3—13</p> <p>第 1 水産資源 しばえび有明海海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における C PUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>
<p>別紙 3—14</p> <p>第 1 水産資源 うに類佐賀県玄海海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下</p>	<p>別紙 3—14</p> <p>第 1 水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性</p>

に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—15

第1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

別紙3—15

第1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—16

第 1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—16

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—17

第 1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協

	<p>定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。</p>
--	--

水産第934号
令和7年6月3日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



特定水産資源に係る令和7管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当 伊藤、江頭）

まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度(令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に分配する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば及びごまさば対馬暖流系群	現行水準	0.06%	108
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホー ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

議題 3

水 産 第 976 号
令和7年(2025年)6月10日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川嵯 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり変更したいので、同条第2項
の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭)

7 水管第 632 号
令和 7 年 6 月 2 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※不等量交換	19.1 トン	19.1 トン
くろまぐろ (大型魚) ※不等量交換	20.7 トン	20.7 トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※追加配分	19.1 トン	19.9 トン
くろまぐろ (大型魚) ※追加配分	20.7 トン	21.8 トン

くろまぐろに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

19.9トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	5.4トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	12.6トン

（県留保1.9トン）

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

21.8トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	10.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	10.0トン

（県留保1.8トン）

水産第871号
令和7年6月9日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄和正様

佐賀県知事 山口 祥

屋形石漁業協同組合におけるアカウニ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

唐農水第1442号
令和7年5月26日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

[公印省略]

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和7年5月22日付けで屋形石漁業協同組合より、屋形石漁業協同組合におけるアカウニ試験養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出いたします。

意見書

屋形石漁業協同組合においては、資源の減少、魚価の低迷など、様々な問題を抱えており、アカウニの安定生産は、漁業経営において不可欠な要素です。

一方で、同地区沿岸域において令和6年7月から1年間アカウニの試験養殖を実施したところ、飼料として海藻のほかに、野菜と出がらし昆布を使用したことにより、殻長4 cm以上の出荷サイズに近い個体が確認できた。さらに、カボチャ、キャベツ、アスパラガスも餌として使用できることも明らかになった。しかし、令和7年2月に棘抜け症による大量へい死が発生した。

そこで、さらなるアカウニの効率的な生産を図るため、棘抜け症によるへい死の防除対策及び飼料の活用方法等の検討を進め、安定生産が可能な養殖方法を確立するために、今年度のアカウニ試験養殖の実施について、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和7年5月26日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

試験養殖承認申請書

令和7年5月22日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市屋形石3464番地1
屋形石漁業協同組合
代表理事組合長 平田 芳弘

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1 目的 アカウニ養殖試験

2 水産物の名称 アカウニ

3 漁場の位置及び区域並びに面積
(別図1を参照)

唐津市屋形石地先	ロープ式 ; $15\text{m} \times 28\text{m} = 420\text{m}^2$	2箇所	計 840m^2
	$60\text{m} \times 25\text{m} = 1,500\text{m}^2$	1箇所	
	筏式 ; $8\text{m} \times 15\text{m} = 120\text{m}^2$	1箇所	
		合計	$2,460\text{m}^2$

4 試験養殖期間

試験養殖の承認日より1か年間

5 養殖の方法及び規模

1) 方法 ロープ式及び筏式によるコンテナを用いた垂下養殖

2) 規模

a) ロープ式 (別図2, 3, 4を参照)

- ・ロープ ; 15m 7本 2箇所
 20m 11本 1箇所 計 430m
- ・コンテナ ; $30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$ 112個 2箇所 計 224個
220個 1箇所 計 220個
合計 444個
- ・種苗 9,000個 (人工種苗約 15mm ; R8.4 導入予定)
14,000個 (人工種苗 30mm : 継続飼育分)
合計 23,000個

b) 筏式 (別図5を参照)

- ・筏 $5\text{m} \times 5\text{m}$ 1基
- ・コンテナ ; $30\text{cm} \times 55\text{cm} \times 35\text{cm}$ 25個
- ・種苗 1,000個 (人工種苗約 15mm ; R8.4 導入予定)

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図 (別図1)
- (4) 養殖施設概要図(別図2, 3, 4)
- (5) 委託契約書写

理由書

屋形石漁業協同組合の主な漁業種類は、採介漁業（海土漁業）と定置網漁業である。

近年、唐津市屋形石地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、海土漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるアラメ・カジメ等海藻が減少しており、アカウニ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず、水揚向上に繋がっていない。このため、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図るとともに、所得向上により漁業後継者の新規加入を促進する必要がある。

そのような中、同地区沿岸域において令和5年5月から令和6年5月にかけてアカウニの試験養殖を実施したところ、ロープの破損が数箇所を確認された以外は施設の破損等は確認されず、無事に試験養殖を終了することができた。次に令和6年7月から開始した試験養殖について、令和7年2月頃に棘抜け症による大量へい死が発生してしまったが、それ以前は前回同様順調に経過していた。なお、今回発生した棘抜け症による大量へい死への対応は今後の重要な課題である。

また、生残率は50～70%と少し下がってしまったが、餌料として海藻の他に、野菜と出がらし昆布を使用したことにより、殻長4cm以上の出荷サイズに近いものができるなどの好成績が確認された。

さらには、カボチャ、キャベツ、アスパラガス、出がらし昆布が餌として使用できることが明らかとなるとともに、出がらし昆布は海藻よりも味が良くなる可能性があることも確認できた。

以上の養殖結果を踏まえて、佐賀県玄海水産振興センターの指導を仰ぎながら、さらなるアカウニの効率的な生産を図るため、棘抜け症によるへい死の防除対策、出がらし昆布等の海藻以外の餌料の活用法等の検討を進め、安定生産が可能なアカウニの試験養殖に取り組むことにした。

住 所 佐賀県唐津市屋形石3464番地1

氏 名 屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平田 芳弘

アカウニ養殖試験計画書

1. 試験の概要

- (1) 実施場所: 唐津市屋形石地先 (別図1のとおり)
 (2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和8年7月 (承認日から1か年間)
 (3) 試験内容

a) 養殖施設

- ・ロープ式及び筏式

b) 試験方法

	延縄式 (コンテナを用いた垂下養殖)	筏式 (コンテナを用いた垂下養殖)
漁場面積	約420㎡(28m×15m) 2箇所 計840㎡ 約1,500㎡(60m×25m) 1箇所 計1,500㎡ 合計2,340㎡	約120㎡(8m×15m)
施設規模	ロープ; 15m 7本 2箇所 計210m 20m 11本 1箇所 計220m 合計430m コンテナ;30cm×55cm×35cm 112個 2箇所 計224個 220個 1箇所 計220個 合計444個	筏;5m×5m 1基 コンテナ;30cm×55cm×35cm 25個
導入種苗数	9,000個 (人工種苗約15mm;:R8.4 導入予定) 14,000個 (人工種苗30mm:継続飼育分) 合計23,000個	1,000個 (人工種苗約15mm;:R8.4 導入予定) 合計1,000個

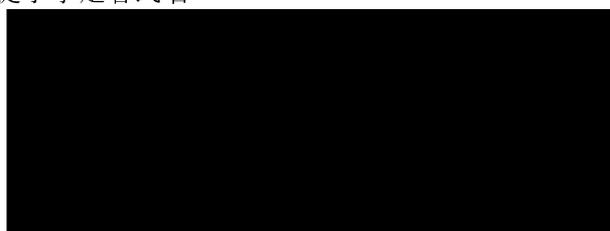
c) 種苗の供給元および供給量(予定)

供給元: 公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会 供給量: 14,000個

d) 出荷先予定

- ・唐津市
- ・唐津市内飲食店・宿泊施設

e) 養殖試験従事予定者氏名



f) 養殖スケジュール

		R7						R8							備考
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
15mm サイズ (継続分)	作業内容	養殖管理・サイズ測定			養殖管理・サイズ測定・分養							養殖管理・選別出荷			養殖ウニのサイズだけでは次期試験養殖期間へ引継ぎ予定
	コンテナ内ウニ入数(個)	70~100			25~40		35		30						
20mm サイズ (新規分)	作業内容							養殖開始		養殖管理・サイズ測定					次期試験養殖期間へ引継ぎ予定
	コンテナ内ウニ入数(個)									70~100					

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
アカウニ種苗	10,000個	165,000円
コンテナ	50個	150,000円
ロープ	1丸	12,750円
販売用ウニ容器 (50g用)	450個	50,000円
販売用ウニ容器 (100g用)	450個	50,000円

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
アカウニ	10,000個	5,000,000円

2. 安全対策

施設の維持管理については、屋形石漁業協同組合が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当漁業協同組合で責任を持って対応することとする。

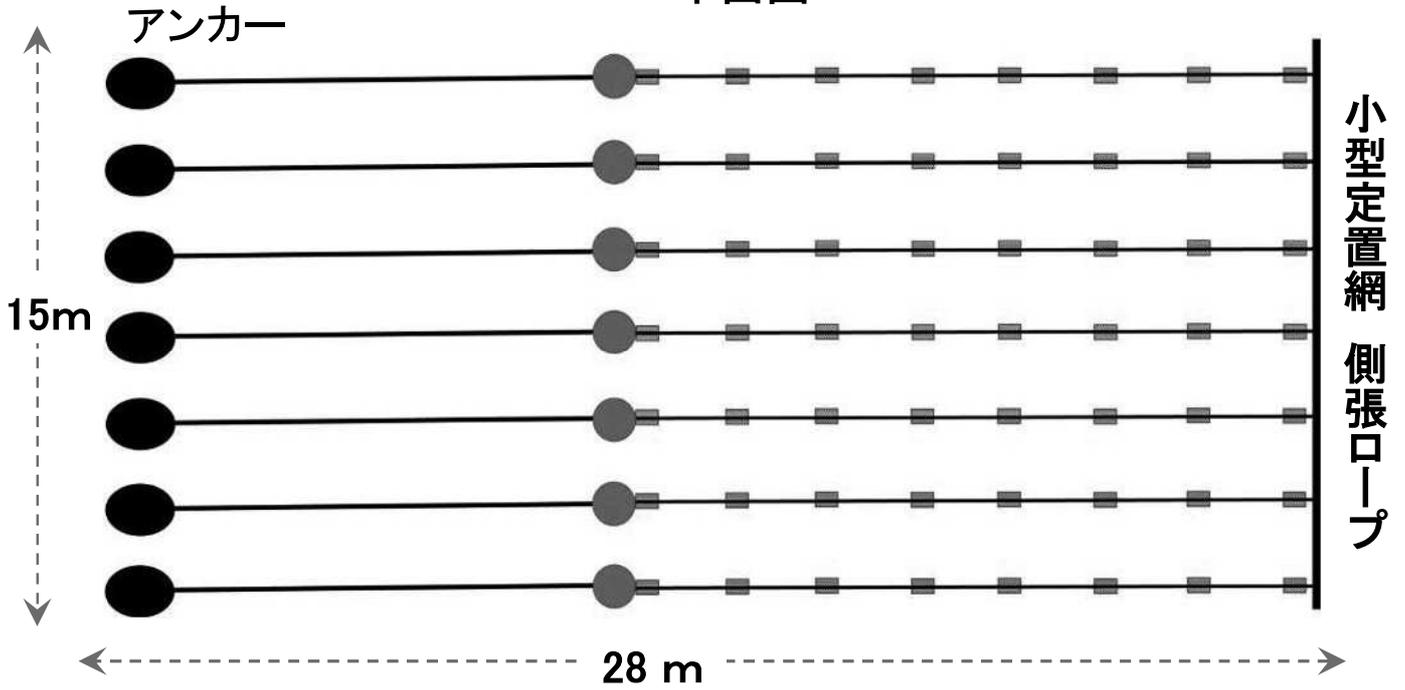
○緊急時の連絡先

屋形石漁業協同組合 0955-79-0760

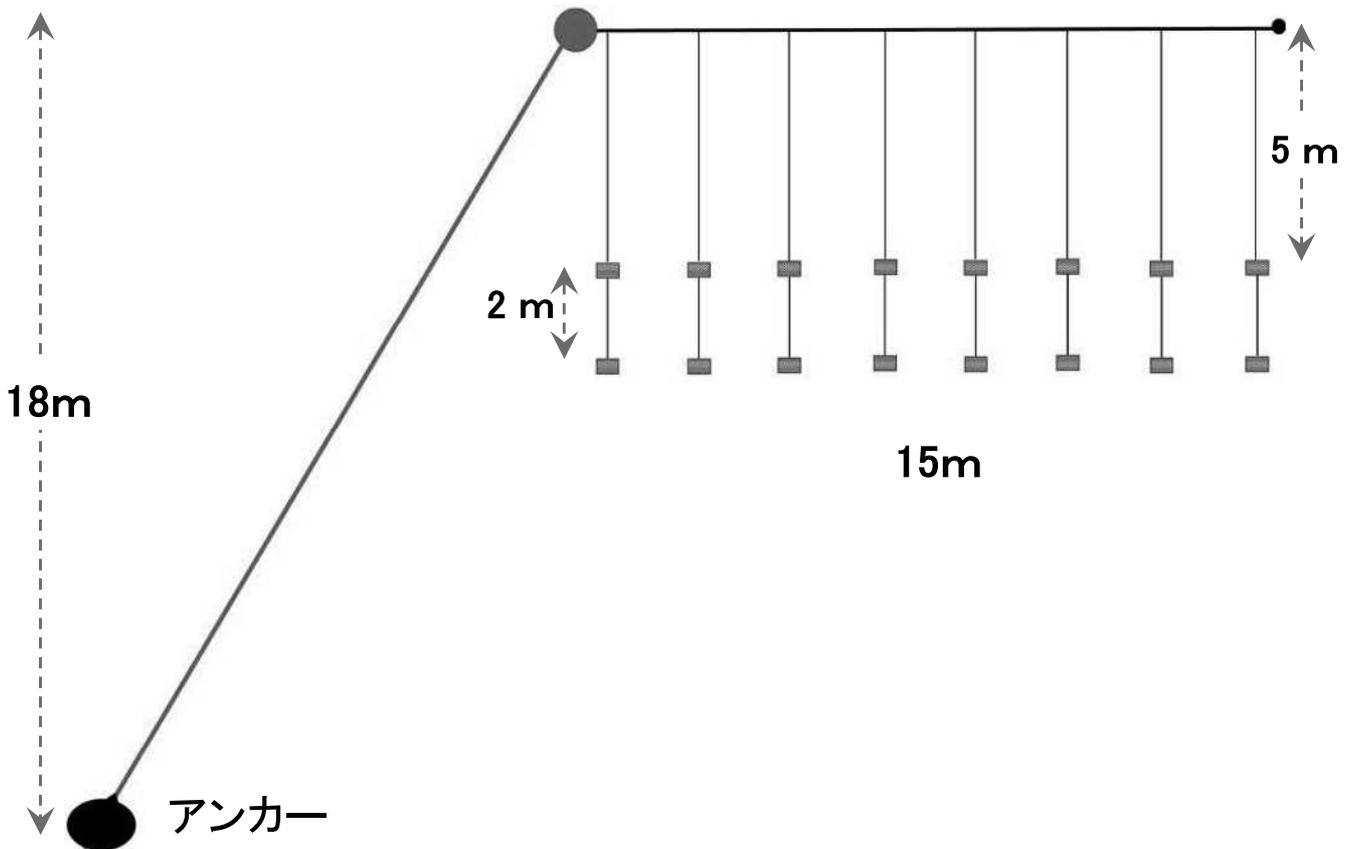
別図2

ロープ式試験養殖①

平面図



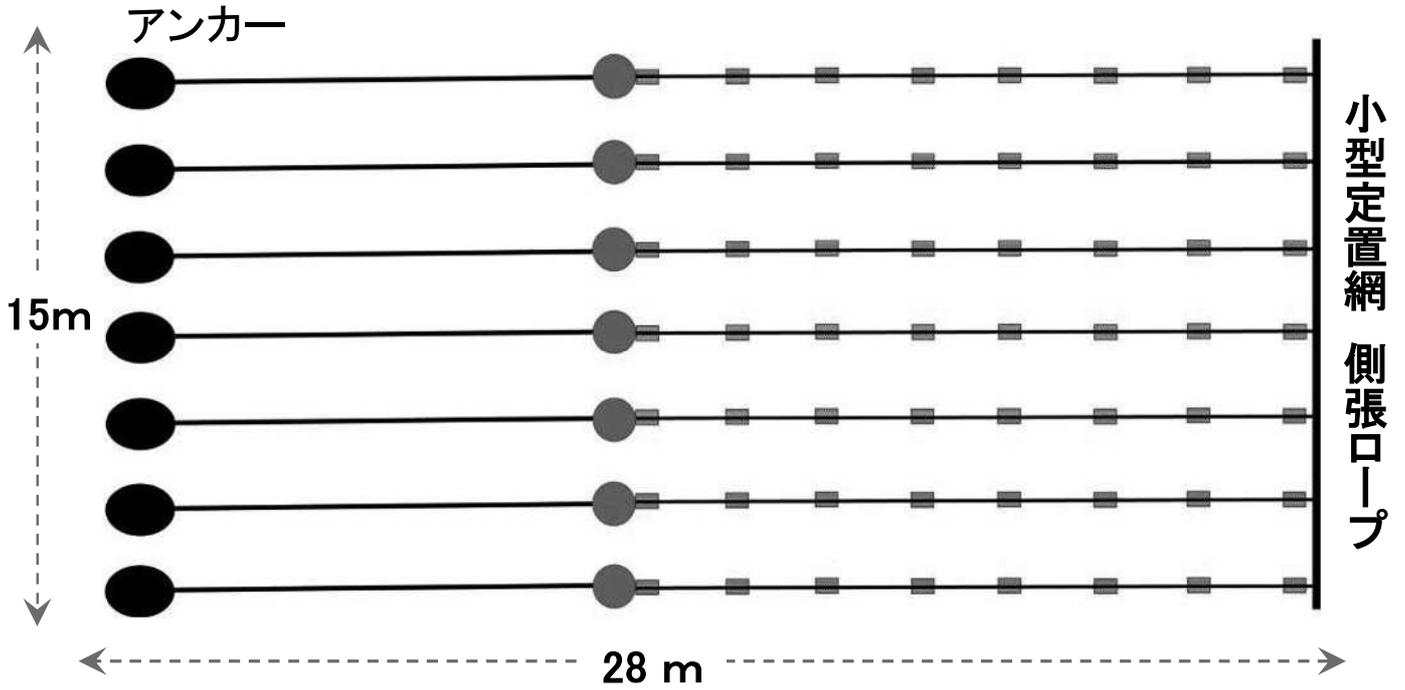
立体図



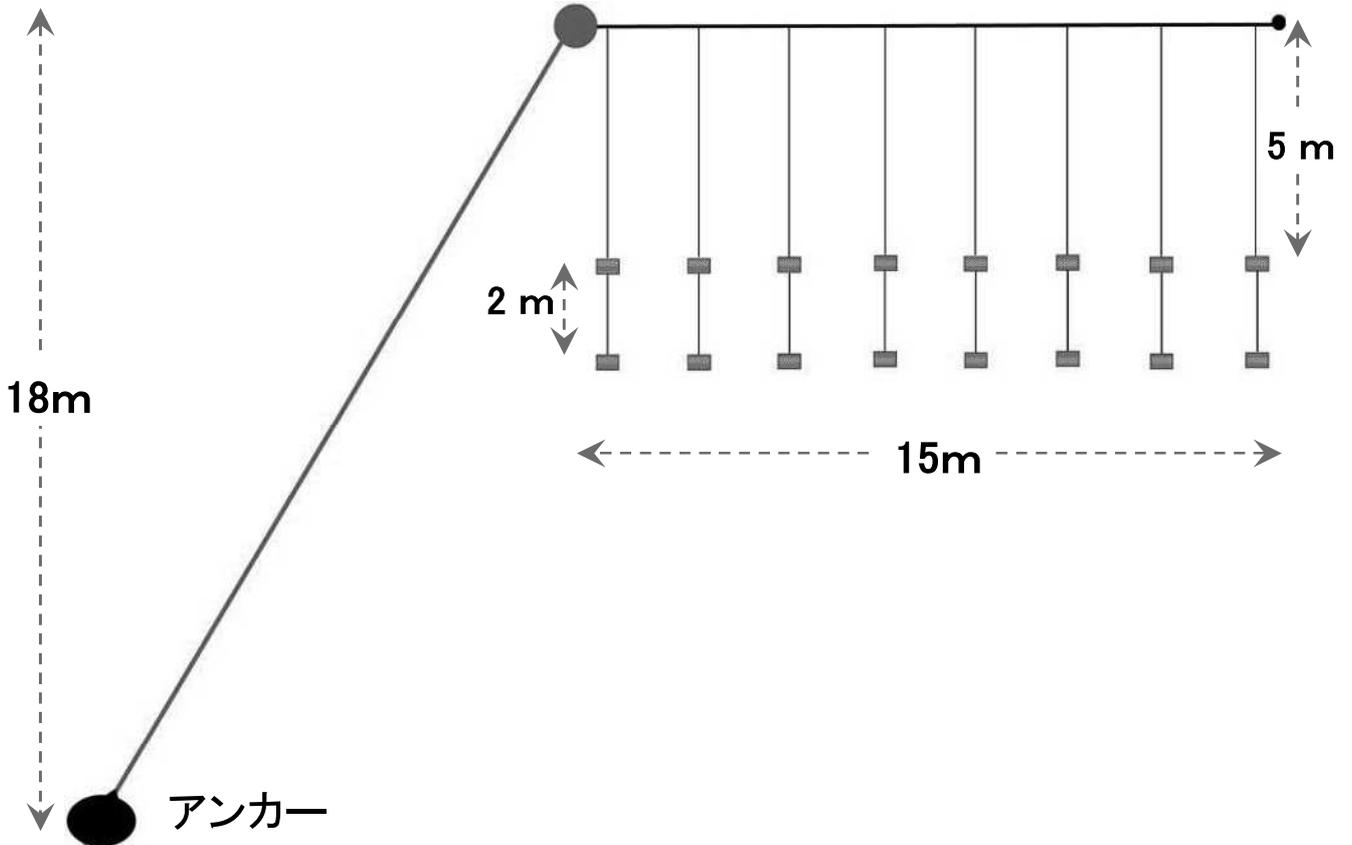
別図3

ロープ式試験養殖②

平面図

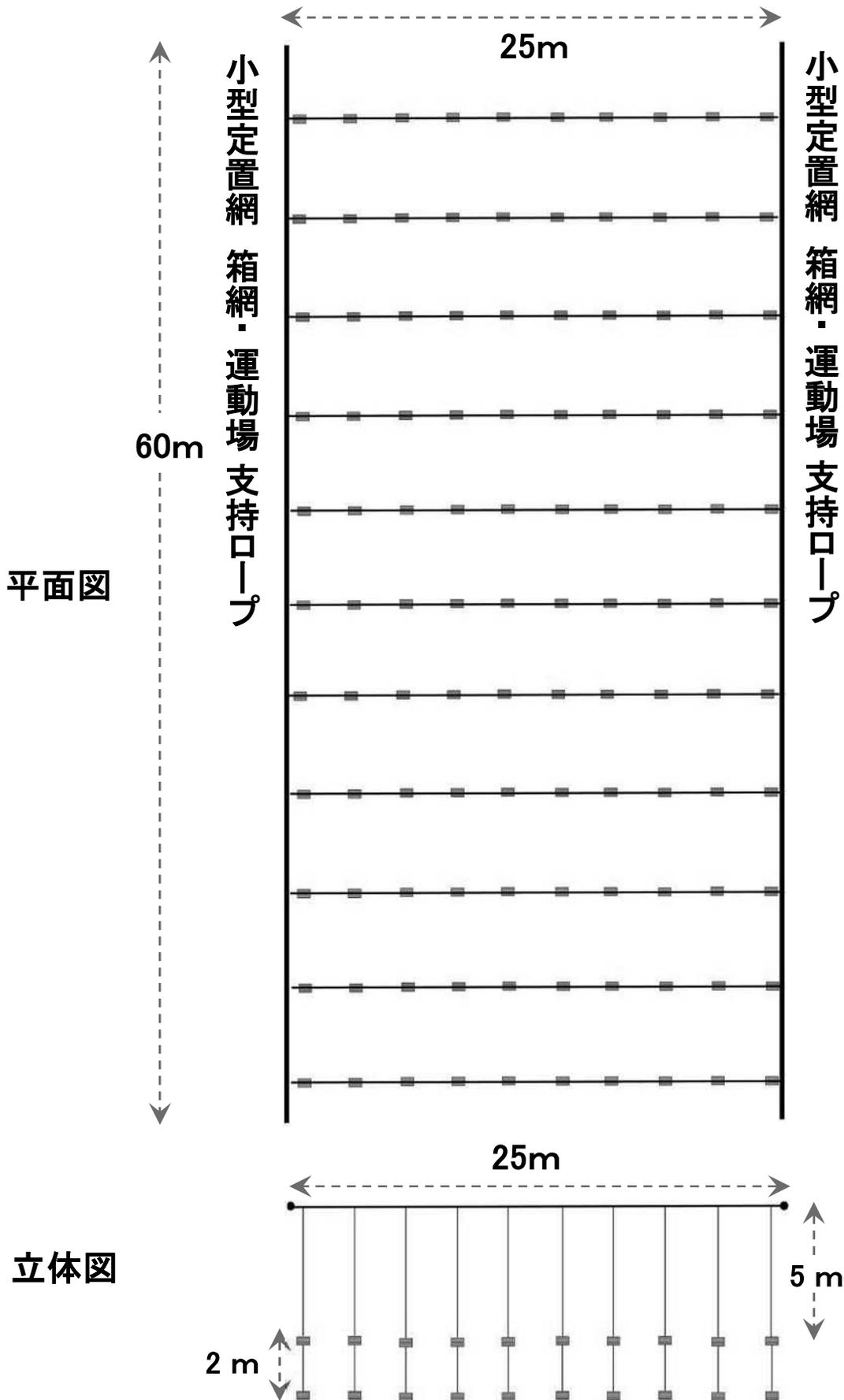


立体図



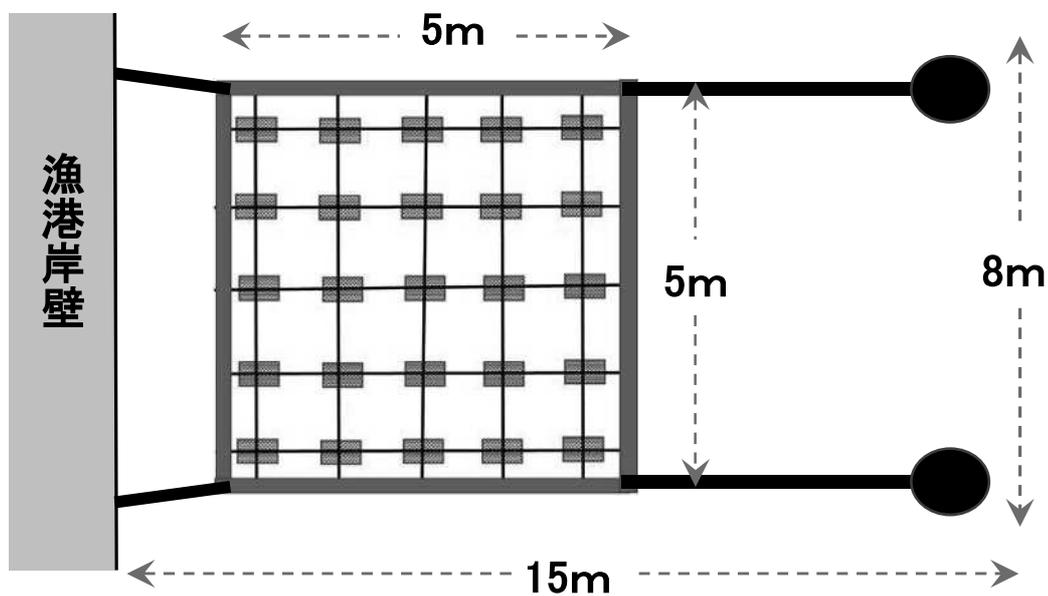
別図4

ロープ式試験養殖③

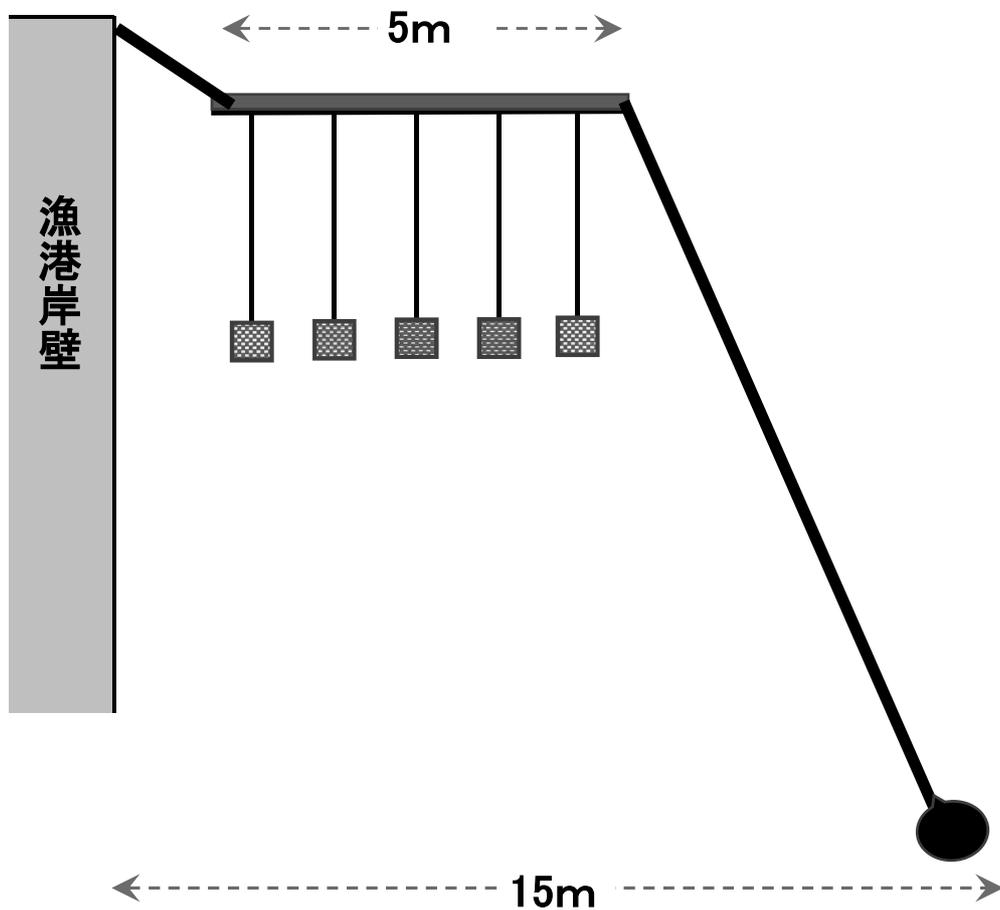


別図5

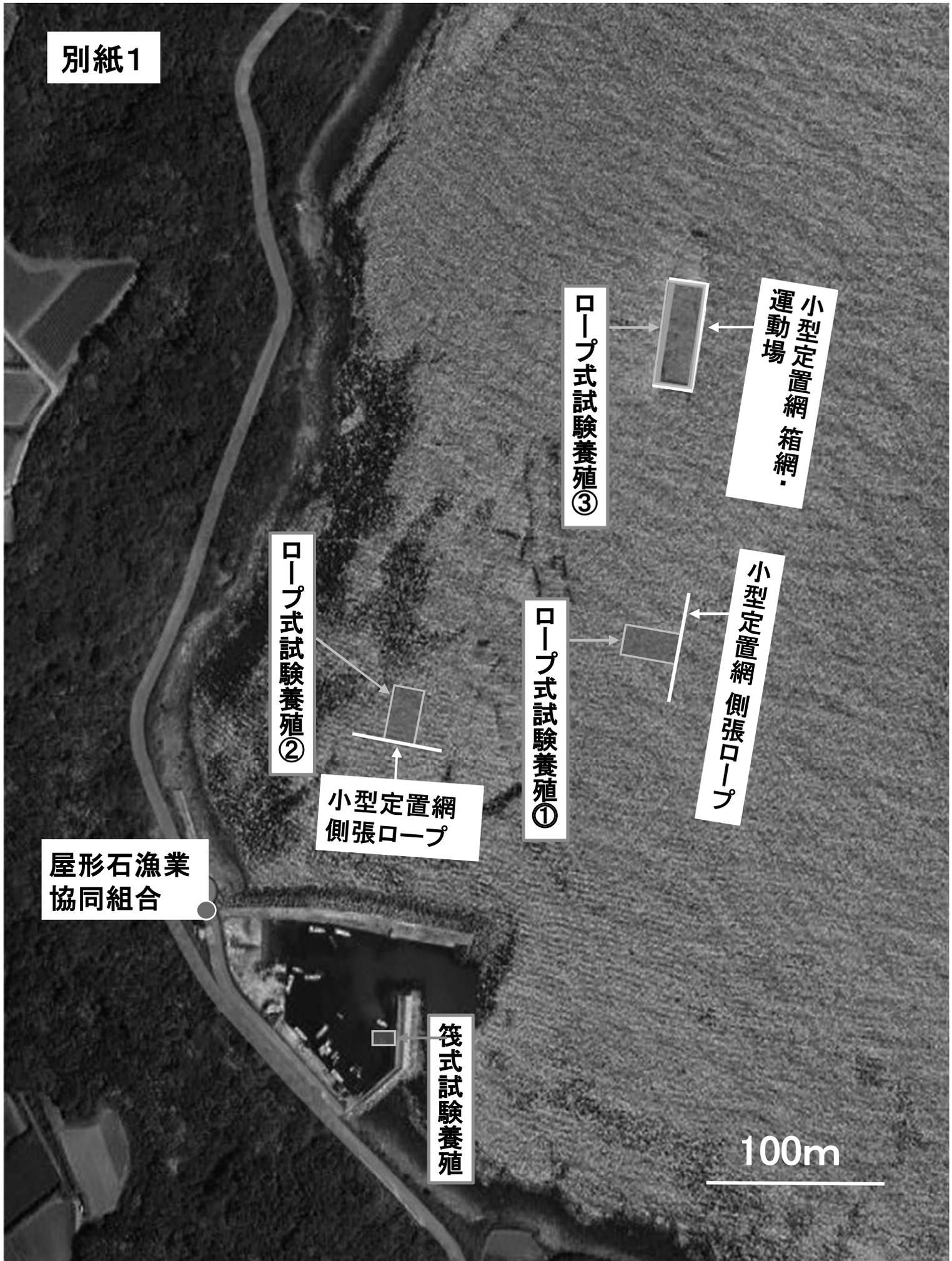
平面図



立体図



別紙1



アカウニ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「委託者」という。）と屋形石漁業同組合（以下「受託者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、アカウニ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

2 受託者は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 受託者が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、受託者が行う。

（状況報告）

第3条 委託者は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年7月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て受託者の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て受託者に帰属する。

（契約の解除等）

7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、受託者に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、委託者、受託者協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 受託者がこの契約に違反したとき

(2) 受託者が委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めたとき

2 受託者は、委託者の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、委託者、受託者協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 受託者は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、委託者、受託者協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年5月21日

委託者 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達 良

受託者 唐津市屋形石3464番地

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平田

水産第927号
令和7年6月3日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥 謙

あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

あなごかご漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

- (1) 漁業種類
あなごかご漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
9隻以内
- (3) 船舶の総トン数
制限なし
- (4) 推進機関の馬力数
制限なし
- (5) 操業区域
佐賀県玄海海域
- (6) 漁業時期
9月1日から5月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格
 - ① 唐津市呼子町又は鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - ④ 適切な資源管理を実践できる者
 - ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和8年5月31日まで

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年7月

- 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、9 件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和 8 年 4 月 3 0 日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が 9 件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が 9 件に到達した日以降から令和 8 年 4 月 3 0 日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第 1 1 条第 1 項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記 3 に同じ。

第 4 許可の基準

- 1 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日における受付数が 9 件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第 9 条第 1 項第 2 号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和 7 年 5 月 3 1 日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和 7 年 5 月 3 1 日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の

事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和7年8月1日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内（佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内）についてはこの限りでない。

(3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

(4) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

新旧対照表

新	旧
<p>あなごかご漁業特認許可方針</p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 漁業種類 あなごかご漁業</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 9隻以内</p> <p>(3) 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>(5) 操業区域 佐賀県玄海海域</p> <p>(6) 漁業時期 9月1日から5月31日まで</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格</p> <p>① <u>唐津市呼子町又は鎮西町</u>のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者</p> <p>② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>あなごかご漁業特認許可方針</p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 漁業種類 あなごかご漁業</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 9隻以内</p> <p>(3) 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>(5) 操業区域 佐賀県玄海海域</p> <p>(6) 漁業時期 9月1日から5月31日まで</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格</p> <p>① 旧呼子町又は旧鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者</p> <p>② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p>

- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和8年5月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年7月1日から令和7年7月31日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、9件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和8年4月30日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が9件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が9件に到達した日以降から令和8年4月30日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和7年5月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和6年7月22日から令和6年8月16日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、9件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和7年4月28日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が9件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が9件に到達した日以降から令和7年4月28日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和7年7月1日から令和7年7月31日における受付数が9件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和7年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和7年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和7年8月1日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受

第4 許可の基準

- 1 令和6年7月22日から令和6年8月16日における受付数が9件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和6年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和6年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和6年8月16日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受

- けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内（佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内）についてはこの限りでない。
- (2) 使用するかご数は、200個以内とする。
- (3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (4) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

- けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場（ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前に所属していた漁業協同組合に関する共同漁業権漁場内に限る。）以外の共同漁業権漁場内で操業してはならない。
- (2) 使用するかご数は、200個以内とする。
- (3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (4) 操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第91号

松浦海区内におけるウニ（アカ、バフン、ムラサキの各種を含む）の乱獲を防止し、資源保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月31日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正

1 採捕禁止期間

- (1) アカウニ、バフンウニは11月1日から翌年2月末日まで
- (2) ムラサキウニは7月1日から12月20日まで

2 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

令和7年6月4日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

住所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

松浦海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

松浦海区漁業調整委員会指示第91号

2 適用除外の目的・理由

佐賀玄海漁協では、磯焼け対策として、従来行われてきた異常繁殖したムラサキウニの駆除と併せて、採捕と駆除とを両立させる駆除ムラサキウニの利活用に関する取組を推進しているところである。

松浦海区漁業調整委員会指示第91号はムラサキウニの採捕期間制限に関するものであり、制限期間中は取組を停止せざるを得ないことから、年間を通してムラサキウニを採捕し継続的に取組推進する体制を確保できるよう適用除外を申請する。

3 適用除外の期間

承認の日から令和7年12月20日まで

4 漁業を営む者の住所及び氏名

別紙1のとおり

5 漁業に使用する船舶

別紙1のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

水産動植物の名称：ムラサキウニ

数量：4,000kg

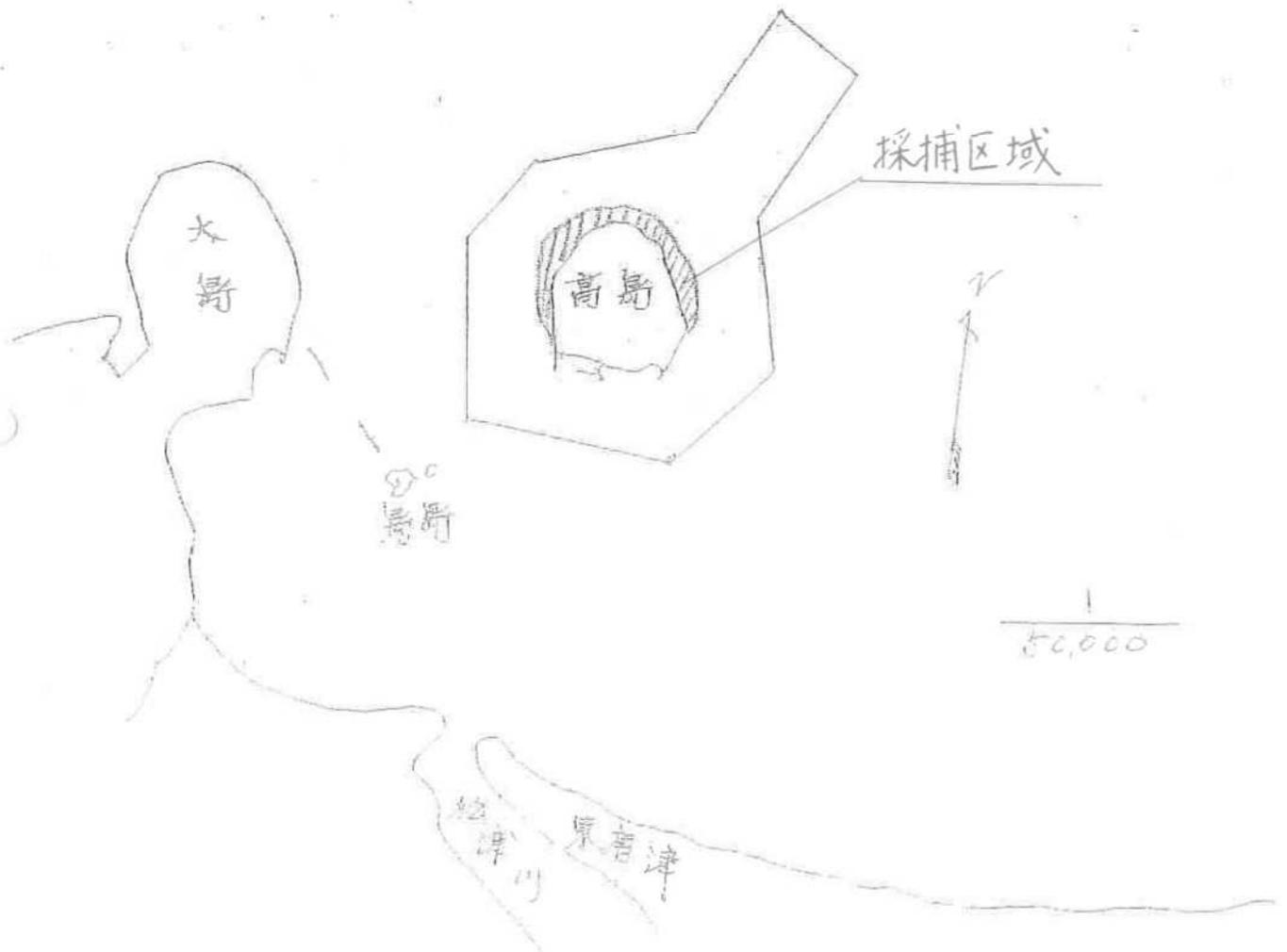
7 漁業を営む方法

簡易潜水器を用いた潜水採捕

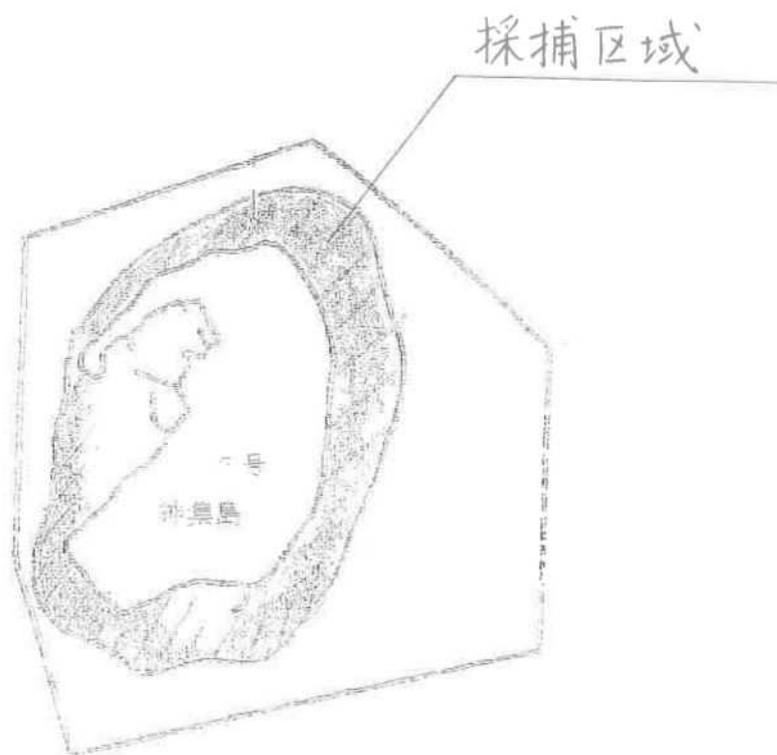
8 漁業を営む区域

別紙2、3のとおり

採捕区域(高島)



採捕区域(神集島)



令和 7 年度潜水器漁業（湊・屋形石地区特認）許可方針
（案）

第 1 制限措置

（1）漁業種類

うに簡易潜水器漁業（特認）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

共同漁業権者が認めた数

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

松共第 8 号第一種共同漁業権行使契約書で定められた漁場の区域内に
限ることとする。

（5）漁業時期

1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

（6）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市湊、屋形石又は横野において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- ④ 潜水士免許を取得している者
- ⑤ 佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号。以下、「規則」という。）第 1 0 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者
- ⑥ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑦ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日からから令和8年6月30日まで

第3 申請すべき期間

令和7年 月 日から令和7年 月 日まで

第4 条件

- (1) ムラサキウニ、ガンガゼ以外のものを採捕してはならない。
- (2) 操業中は、共同漁業権者と取交した、協定書（写し）を携帯しておかなければならない。
- (3) 潜水器漁業を行うときは、潜水従事者以外に、操船資格を有する者を1名以上乗船させなければならない
- (4) 1日の操業で使用するポンベは、200気圧ポンベ2本以内とする。
- (5) 操業時間は、午前7時00分から午後5時00分までとする。
- (6) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶で、かつ許可証に記載されている船舶を使用すること。
- (7) 操業中は、国際信号旗A旗板及び県が指定する操業標旗（船舷3.0メートル以上の高さ）を掲げなければならない。
- (8) 操業期間終了後、漁獲成績報告書を提出すること。

水産第 867 号
令和 7 年 (2025 年) 5 月 29 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

令和 7 年度松浦海区における定置漁業権及び区画漁業権の免許
をすべき者の判断基準 (案) について (協議)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 73 条第 2 項第 2 号
に掲げる場合において、免許をすべきものを決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的として、別添のとおり判断基準 (案) を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤)

令和7年度松浦海区における定置漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準（案）

令和7年 月 日付け水産第 号
佐賀県農林水産部水産課長通知

第1 目的

この判断基準は、令和7年度における定置漁業権及び区画漁業権の免許に当たり、漁業法（以下「法」という。）第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

第2 定置漁業権及び区画漁業権における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、次の基準により判断する。

（1）団体漁業権の場合

免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第1号又は第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第2項の規定により、漁業免許申請書には必ず事業計画書（別紙様式）を添付する必要があるので留意すること。

（2）個別漁業権の場合

次の（ア）から（ウ）に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書（別紙様式）により審査し、免許をすべき者を決定する。なお、審査においては別要綱に定める審査委員会を実施する。

（ア）漁業生産の増大

- ・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか。

（イ）漁業所得の向上

- ・ 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。

（ウ）就業機会の確保

- ・ 従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。

【様式3】漁業権の事業計画

免許番号	松定第〇号	漁業権の種類	個別漁業権		
(1) 概要					
漁業の名称		漁業の時期		行使予定者数	
(2) 事業計画					
項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
生産量 (kg、枚)					
生産金額 (千円)					
(3) 漁場管理に関する取組内容 (漁場保全、漁場管理、病害対策等)					
(4) 漁業所得の向上 (衛生管理、品質や評価の向上の取組)					
(5) その他の取組計画 (地域の漁業者との調和的發展や、地元の水産物流通・加工業者との関係構築等)					

【様式3】漁業権の事業計画

免許番号	松区第〇号		漁業権の種類	団体漁業権・個別漁業権	
(1) 概要					
漁業の名称		漁業の時期		行使予定者数	
(2) 事業計画					
養殖施設の規模	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
(養殖) 筏数・ロープ数 ※定置は不要					
生産量 (kg、枚)					
生産金額 (千円)					
(3) 漁場管理に関する取組内容 (漁場保全、漁場管理、病害対策等)					
(4) 漁業所得の向上 (衛生管理、品質や評価の向上の取組)					
(5) 地域の漁業者との調和的発展に関する取組					
(6) 地元の水産物流通・加工業者との関係構築に関する取組					
(7) 就業機会の確保 (注：個別漁業権の場合のみ記載すること)					
区分	地元市町の者	沿岸市町在住の者	県内者	県外者	合計
常時従事者					
臨時従事者					

令和7年度松浦海区における定置漁業権及び区画漁業権の免許に係る免許決定審査委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 定置漁業権及び区画漁業権の免許にあたり、複数からの申請があった場合の審査を行うため、漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項第2号の規定に基づき審査にかかる審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）漁業法第73条第2項第2号に該当する個別漁業権の免許者の審査を行うこと
- （2）その他知事が必要と認めた事項

（委員）

第3条 審査委員会は、次に掲げる者を審査委員として置く。

- （1）水産課技術監
- （2）玄海水産振興センター副所長
- （3）水産課玄海創生・栽培資源担当係長
- （4）水産課漁港・漁村整備担当係長
- （5）外部有識者 1名

（委員長）

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員長は水産課技術監をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会による意思の決定は、合議をもって決する。ただし、委員全員の協議による意見の一致ができない場合は、議長の判断により多数決によることができるものとする。
- 4 会議は非公開とする。

（意見聴取等）

第6条 審査委員会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密保持）

第7条 審査委員は、審査委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第8条 委員長は、候補者の審査を行ったときは、その結果を水産課長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

漁業権免許者の審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項第2号の規定に基づき、個別漁業権の免許者を決定するための審査基準を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 個別漁業権免許者にかかる審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、漁業権免許申請書および生産計画書の記載内容並びに審査委員会が必要と認めた追加資料をもとに別表に基づき審査するものとする。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

漁業法第73条第2項第2号の規定に基づく個別漁業権の免許の審査に関する判断基準及び審査方法

評価項目	判断基準	審査方法
1 漁業生産力の増大が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ・達成困難な目標ではないか ・中長期的な視点で計画が策定されているか 	事業計画書 中長期的なビジョンを記した資料
2 漁業所得の向上が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ・達成困難な目標ではないか ・中長期的な視点で計画が策定されているか 	
3 就業機会の確保が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ・達成困難な目標ではないか ・中長期的な視点で計画が策定されているか 	
4 地域漁業者との調和的發展が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ・海面利用に関し、他の漁業種類、漁業者とともに適切かつ有効に漁場を利用していくことが可能か 	
5 地元の水産物流通や加工に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生産品について、地元の流通業者や加工業者を活用し地域の活性化につながるか 	